

◇ こんなときは？

- 伊平屋村外へ転出するとき
村外へ転出する際は、受給資格者証を村窓口（住民課）へご返却ください。
転出後に受給資格者証を使用されると、当該医療費を村へ返還していただくこと
になります。
- ご加入の健康保険から、“高額療養費”や“附加給付金”が支給される時
受給資格者証を使用した医療費に対し、ご加入の健康保険から“高額療養費”や
“附加給付金”が支給される場合は、村窓口（住民課）に届出をしてください。
- 高額な医療を受ける時
入院など、医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を医療機関等の
窓口にご提示ください。
「限度額適用認定証」は、ご加入の健康保険への交付申請が必要です。
- 学校の管理下でケガ等をされた時
学校管理下での負傷・疾病等については、受給資格者証を使用せずに、各学校
で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。
「災害共済給付制度」の申請・お問い合わせは、各学校までお願い致します。
- 転職された時
健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。
必要なもの：保険証、受給資格者証、印鑑
- 受給者証を提示せず受診された時
- 現物給付・自動償還に対応していない医療機関等を受診された時
役場窓口で支給申請を行ってください。
必要なもの：医療機関等の領収書、受給資格者証、印鑑

※未熟児養育医療や小児慢性特定疾病医療費助成等の該当者はこども医療費助成制度
よりそちらが優先されます。

※こども医療費助成事業の実施に必要な受給資格者情報を受給者証の使用の有無にか
かわらず、関係機関に提供することとなりますので、予めご了承ください。

ご不明な点は役場住民課、保健衛生係にお問い合わせください。